

福岡市民間児童福祉施設運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和39年11月16日福岡市条例112号）の規定に基づき本市が行う社会福祉法人に対する助成のうち民間児童福祉施設（障がい児施設・保育所を除く）運営費等にかかる補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和39年11月26日福岡市規則第107号）及び福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象となる者は、福岡市に所在する国及び地方公共団体以外の者が経営する社会福祉法第2条第2項に定める施設のうち、前年度末の支払資金残高が、前年度の運営費（措置費）収入の30%以下となっている施設を運営する社会福祉法人で、市長が認めるものとする。

ただし、当該施設において福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月27日福岡市条例第56号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限る。

(暴力団の排除)

第3条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費に充当することとし、それ以外の経費には充当できない。

- (1) 研修費（平成25年6月7日付雇児発0607第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の実施について」に定める短期研修）
- (2) 期末手当及び勤勉手当（施設職員の期末手当・勤勉手当）
- (3) 被服手当（施設の専任職員が日常の業務に従事する場合に着用する被服の購

入費)

- (4) 施設整備費（施設の整備及び附帯設備の整備を図るための費用）
- (5) 施設管理運営費（施設の管理運営のための費用）
- (6) 行事用給食費（施設で行われる運動会等行事において、入所者等の日常の給食材料に加配する費用）
- (7) 社会福祉施設職員等退職手当共済掛金（施設職員の退職時における職員手当については退職共済制度に契約し、その掛金を経営者が負担しているが、この負担軽減を図るための費用）
- (8) 健康診断（施設の保育士、調理員及びこれに準ずる職員の腰痛検査の費用）
- (9) 施設の臨時職員雇用経費（臨時職員とは、施設に勤務する職員のうち、常勤職員・嘱託医を除いた職員をいい、その職種は事務員、指導員・寮母等の直接処遇職員、栄養士、調理員等当該施設職員職種のうちから、施設の必要性に応じて施設の代表者が選択するものとする。）

（補助金の額）

第4条の2 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内において、かつ補助対象経費に対し、別表の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)を合算したものとする。

2 別表の(1)、(2)及び(3)によって算出した額は、前条第1項第2号から第8号までに定める経費に充当することとし、それ以外の経費には充当できない。

3 別表の(4)によって算出した額は、前条第1項第1号に定める経費に充当することとし、それ以外の経費には充当できない。

3 別表の(5)によって算出した額は、施設の臨時職員の雇用経費に充当するものとし、それ以外の経費には充当できない。

（補助の取消等）

第5条 市長は、補助金の交付決定及び交付を受けた施設の代表者（以下「補助事業者」という）が次の各号の一つに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を第5条に規定する用途以外に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき

（補助金の用途）

第6条 補助事業者は、交付を受けた補助金を施設の整備、入所者等の処遇の向上及び施設職員の待遇改善を図るための資金にあてなければならない。

（帳簿等の備え付け）

第7条 補助事業者は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

（調査報告）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助金の施行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

（施行の細目）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（支出限度額）

(1) 施設均等割額

1施設当たり 375千円

(2) 入所者数比例割額

1,620円 × 入所者数 で算出した額

ただし、入所者数は前年度の各月初日における本市からの措置者数の平均値とし、小数点以下に端数が生じた場合は切り上げる。

(3) 職員数比例割額

55,000円 × 職員数 で算出した額

職員数とは、次の表に規定する職員定数の合計をいい、小数点以下に端数が生じた場合は職種毎に切り上げる。

・児童養護施設

職種別	職員定数
施設長	1人。ただし、定員（福岡市が認可した、本体施設の定員及び地域小規模児童養護施設の定員の合計をいう。以下同じ）が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
心理療法担当職員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人加算する。

・乳児院（乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職種別	職員定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	定員1.6人につき1人。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
心理療法担当職員	1人。

事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人加算する。

・母子生活支援施設

職種別	職員定数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
心理療法担 当職員	1人。
調理員等	1人。

(4) 研修費補助

1人あたりの実費分（131千円を上限）×参加延人数
ただし、10円未満の端数は切り捨てる。

(5) 臨時職員雇用経費

下記により算出した額

対象経費	基準額	補助額
施設の臨時職員を雇用するために必要な経費	こども未来局長が別途定める賃金の額 × 当該年度の年間日数	施設が臨時職員を雇用した延べ日数 × こども未来局長が別途定める賃金の額を限度として施設が支払った賃金の単価 ただし、基準額を限度とし、10円未満の端数は切り捨てる。